

最高裁秘書第758号

令和3年3月22日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮詢について（通知）

3月4日付で最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

最高裁判所の機構図に最高裁判所調査官室の存在が記載されていない理由が書いたある文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第899号

令和3年3月26日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁判所の機構図に最高裁判所調査官室の存在が記載されていない理由が書
いてある文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和3年3月8日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和2年度（最情）謝問第42号

(2) 謝問日

令和3年3月22日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第900号

令和3年3月26日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和2年度（最情） 諒問第42号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年3月22日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

最高裁判所の機構図に最高裁判所調査官室の存在が記載されていない理由が書いてある文書（最新版）

2 最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、3月4日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

裁判所のホームページ等に掲載されている最高裁判所の機構図は、裁判所法や最高裁判所規則等に規定のある組織機構について分かりやすく図解したものである。機構図の記載事項の取捨選択について、その理由を逐一説明した文書は作成しておらず、作成する必要もないことから、本件開示申出に係る文書は作成又は取得していない。

よって、不開示とした原判断は相当である。